

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、綾歌郡仁池土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和5年4月18日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	宮武 隆文	丸亀市飯山町上法軍寺1061	令和5年3月31日
監 事	喜田 英治	丸亀市飯山町東坂元431	令和4年12月21日

2 就任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
監 事	高木 正博	丸亀市飯山町東坂元183	令和5年4月1日